

太田市外三町広域清掃組合
第9期 分別収集計画
(令和2年度～令和6年度)

太田市外三町広域清掃組合

— 目 次 —

1	計画策定の意義	3
2	基本的方向	3
3	計画期間	3
4	対象品目	4
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	4
6	容器包装廃棄物の排出の抑制の促進の方策に関する事項	4～5
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	5～7
8	各年度において得られる分別基準適合物の 特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する 主務省令で定める物の量の見込み	8～12
9	各年度において得られる分別基準適合物の 特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する 主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	13
10	分別収集を実施するものに関する基本的な事項	13
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	13
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	14

太田市外三町広域清掃組合 第9期分別収集計画

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要性がある。そのためには、社会を構成する住民・事業者・行政がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

太田市、千代田町、大泉町、邑楽町の一市三町で構成されている太田市外三町広域清掃組合では、①「群馬県ごみ処理適正化計画」に基づくごみの減量化、資源化、リサイクルの情報発信拠点としてのリサイクル施設の整備、②既存施設の更新を目的とした代替え施設の整備、③安定かつ効率的なごみ処理とスケールメリットを生かした広域的な取り組みを主な目的に平成16年3月に完成し、稼働している。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにすると共に、組合とその構成市町が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により循環型の廃棄物処理が具体化されるとともに、最終処分場を民間業者に委託している当組合としては、ごみから出た再利用可能な粗大ごみは再生修理し展示販売を通して、住民への啓発、普及を行いながら、当施設の主な役割である「リサイクル」を基本としたごみ排出抑制を重点的に推進することによって、最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用により、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たって基本的方向を以下に示す。
容器包装廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルを基本とした地域社会づくりに向けて、組合を構成する太田市・千代田町・大泉町・邑楽町が協力してごみの減量化に向けてリサイクルを促進する。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5年間とし、令和6年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装（白色トレイを含む）を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
排出量の見込み (トン)	組合全体	16,229 t	16,255 t	16,281 t	16,307 t	16,333 t	
	内訳	太田市	11,664 t	11,692 t	11,720 t	11,748 t	11,776 t
		千代田町	736 t	731 t	726 t	721 t	716 t
		大泉町	2,437 t	2,446 t	2,455 t	2,464 t	2,473 t
		邑楽町	1,392 t	1,386 t	1,380 t	1,374 t	1,368 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、住民・事業者・行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図りながら構成市町にて下記に記す各事業を推進する。

また、環境教育の一環として、小学校等の教育関係機関における見学会や副読本を利用した教育など廃棄物の発生抑制及び分別排出に関する意識の啓発に努める。

①太田市

市民、事業者、行政が一体となったごみの発生回避「Refuse(リフューズ)」、発生抑制「Reduce(リデュース)」、再使用「Reuse(リユース)」、再生利用「Recycle(リサイクル)」のそれぞれの単語の頭文字を取った4R運動の推進を引き続きしていく。また、地域等からの要請により、生涯学習事業における講師として派遣し分別排出の意識向上に努める。

②千代田町

広報ちよだ等による啓発、地区役員との連携を行い、ごみの減量化やリサイクルに対する意識向上に努める。また、エコちよだ（職員のごみ排出抑制運動）の取り組みを行う。商工会と連携し、事業者に対し廃棄物の排出に関する意識の啓発に努める。

③大泉町

生活環境委員の指導や啓発活動のもと、更なる分別収集の徹底を図るとともに、環境フェアの開催、ごみ収集カレンダーの配布、広報おおいづみやホームページへの情報掲載、ポルトガル語等の啓発資材を作成する等、ごみ減量化やリサイクルの推進に関する啓発を引き続き行っていく。

④邑楽町

地域とのパイプ役である生活環境委員と連携し、地域と密着したごみの分別指導の徹底を図っていく。また、広報「おうら」やホームページを積極的に活用し、ごみの減量化やリサイクル活動の推進に関する情報を掲載し分別収集の必要性を周知していく。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表のように定める。

①太田市

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	ビン
	茶色のガラス製容器	〃
	その他のガラス製容器	〃
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		紙パック
主としてポリエチレンテレフタレート（P E T）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充填するためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの		白色トレイ（白色の発泡スチロール製食品用トレイ） その他プラスチック（容器包装類）

②千代田町

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		缶
主として ガラス製 の容器	無色のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	茶色のガラス製容器	〃
	その他のガラス製容器	〃
		紙パック
主として段ボール製の容器		紙布類
主としてポリエチレンテレフタレート(P E T)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充填するためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの		白色トレイ (白色の発泡スチロール製 食品用トレイ) その他プラスチック

③大泉町

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		缶
主として ガラス製 の容器	無色のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	茶色のガラス製容器	〃
	その他のガラス製容器	〃
		紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート(P E T)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充填するためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの		白色トレイ (白色の発泡スチロール製 食品用トレイ) その他プラスチック類

④邑楽町

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		缶
主として ガラス製 の容器	無色のガラス製容器	ガラスびん
	茶色のガラス製容器	〃
	その他のガラス製容器	〃
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)		紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート(P E T)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充填するためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの		プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込み（法第8条第2項第4号）

（1）太田市外三町広域清掃組合全体の分別収集量の見込み

品目	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてスチール製容器	198.1t		175.6t		155.9t		138.2t		122.4t	
主としてアルミ製容器	244.8t		237.4t		230.1t		223.1t		216.2t	
無色のガラス製容器	(合計) 578.6t		(合計) 565.8t		(合計) 553.3t		(合計) 541.2t		(合計) 529.2t	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	578.6t	0t	565.8t	0t	553.3t	0t	541.2t	0t	529.2t	0t
茶色のガラス製容器	(合計) 535.1t		(合計) 509.3t		(合計) 484.7t		(合計) 461.4t		(合計) 439.0t	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	535.1t	0t	509.3t	0t	484.7t	0t	461.4t	0t	439.0t	0t
その他のガラス製容器	(合計) 245.0t		(合計) 235.9t		(合計) 227.1t		(合計) 218.6t		(合計) 210.5t	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	245.0t	0t	235.9t	0t	227.1t	0t	218.6t	0t	210.5t	0t
主として紙製容器であつて飲料を充填するためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	45.4t		44.4t		43.3t		42.4t		41.5t	
主として段ボール製容器	1386.2t		1379.4t		1372.6t		1365.7t		1359.0t	
主として紙製の容器包装であつて上記以外のもの	(合計) 0t									
	(引渡量)	(独自処理量)								
主としてポリエチレンテレフタート(PET)製の容器であつて飲料又は醤油その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 542.4t		(合計) 539.8t		(合計) 537.0t		(合計) 534.3t		(合計) 531.7t	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	542.4t	0t	539.8t	0t	537.0t	0t	534.3t	0t	531.7t	0t
主としてプラスチック製の容器包装であつて上記以外のもの	(合計) 535.6t		(合計) 541.1t		(合計) 547.1t		(合計) 552.9t		(合計) 558.8t	
	(引渡量)	(独自処理量)								
うち白色トレイ	535.6t		541.1t		547.1t		552.9t		558.8t	
	(合計) 7.9t		(合計) 7.2t		(合計) 6.6t		(合計) 6.1t		(合計) 5.6t	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	7.9t	0t	7.2t	0t	6.6t	0t	6.1t	0t	5.6t	0t

(2) 構成市町毎の内訳

①太田市

品目	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてスチール製容器	146.1t		129.6t		115.1t		102.1t		90.6t	
主としてアルミ製容器	180.5t		175.2t		170.0t		164.9t		160.1t	
	(合計)		426.6t		(合計)		417.6t		(合計)	
無色のガラス製容器	(引渡量)	(独自処理量)								
	426.6t	0t	417.6t	0t	408.7t	0t	400.1t	0t	391.6t	0t
	(合計)		394.4t		(合計)		375.6t		(合計)	
茶色のガラス製容器	(引渡量)	(独自処理量)								
	394.4t	0t	375.6t	0t	357.7t	0t	340.7t	0t	324.4t	0t
	(合計)		180.7t		(合計)		174.1t		(合計)	
その他ガラス製容器	(引渡量)	(独自処理量)								
	180.7t	0t	174.1t	0t	167.7t	0t	161.6t	0t	155.7t	0t
主として紙製容器であつて飲料を充填するためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)			33.4t				32.7t			
主として段ボール製容器	1203.6t		1199.1t		1194.5t		1189.9t		1185.4t	
	(合計)		0t		(合計)		0t		(合計)	
主として紙製の容器包装であつて上記以外のもの	(引渡量)	(独自処理量)								
	0t									
	(合計)		399.9t		(合計)		398.3t		(合計)	
主としてポリエチレンテレフタート(PET)製の容器であつて飲料又は醤油その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(引渡量)	(独自処理量)								
	399.9t	0t	398.3t	0t	396.6t	0t	394.9t	0t	393.3t	0t
	(合計)		395.4t		(合計)		399.8t		(合計)	
主としてプラスチック製の容器包装であつて上記以外のもの	(引渡量)	(独自処理量)								
	395.4t	0t	399.8t	0t	404.4t	0t	409.0t	0t	413.6t	0t
	(合計)		6.3t		(合計)		5.8t		(合計)	
うち白色トレイ	(引渡量)	(独自処理量)								
	6.3t	0t	5.8t	0t	5.3t	0t	4.9t	0t	4.5t	0t

②千代田町

品 目	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてスチール製容器	7.5t		6.6t		5.8t		5.1t		4.4t	
主としてアルミ製容器	9.2t		8.9t		8.5t		8.2t		7.8t	
無色のガラス製容器	(合計) 21.8t		(合計) 21.1t		(合計) 20.4t		(合計) 19.8t		(合計) 19.2t	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	21.8t	0t	21.1t	0t	20.4t	0t	19.8t	0t	19.2t	0t
茶色のガラス製容器	(合計) 20.2t		(合計) 19.0t		(合計) 17.9t		(合計) 16.9t		(合計) 15.9t	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	20.2t	0t	19.0t	0t	17.9t	0t	16.9t	0t	15.9t	0t
その他のガラス製容器	(合計) 9.2t		(合計) 8.8t		(合計) 8.4t		(合計) 8.0t		(合計) 7.6t	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	9.2t	0t	8.8t	0t	8.4t	0t	8.0t	0t	7.6t	0t
主として紙製容器であつて飲料を充填するためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1.7t		1.7t		1.6t		1.6t		1.5t	
主として段ボール製容器	49.0t		48.9t		48.8t		48.7t		48.6t	
主として紙製の容器包装であつて上記以外のもの	(合計) 0t									
	(引渡量)	(独自処理量)								
主としてポリエチレンテレフタート(PET)製の容器であつて飲料又は醤油その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 20.4t		(合計) 20.1t		(合計) 19.8t		(合計) 19.6t		(合計) 19.3t	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	20.4t	0t	20.1t	0t	19.8t	0t	19.6t	0t	19.3t	0t
主としてプラスチック製の容器包装であつて上記以外のもの	(合計) 20.2t		(合計) 20.2t		(合計) 20.3t		(合計) 20.3t		(合計) 20.3t	
	(引渡量)	(独自処理量)								
うち白色トレイ	20.2t		20.2t		20.3t		20.3t		20.3t	
	(合計)	0.4t	(合計)	0.3t	(合計)	0.3t	(合計)	0.3t	(合計)	0.3t
	(引渡量)	(独自処理量)								
	0.4t	0	0.3t	0	0.3t	0	0.3t	0	0.3t	0

③大泉町

品 目	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてスチール製容器	27.2t		24.2t		21.6t		19.2t		17.1t	
主としてアルミ製容器	33.7t		32.7t		31.8t		31.0t		30.1t	
無色のガラス製容器	(合計) 79.6t		(合計) 78.1t		(合計) 76.7t		(合計) 75.2t		(合計) 73.8t	
	(引渡量)	(独自処理量)								
茶色のガラス製容器	79.6t	0t	78.1t	0t	76.7t	0t	75.2t	0t	73.8t	0t
	(合計) 73.6t		(合計) 70.3t		(合計) 67.1t		(合計) 64.1t		(合計) 61.2t	
その他のガラス製容器	(引渡量)	(独自処理量)								
	73.6t	0t	70.3t	0t	67.1t	0t	64.1t	0t	61.2t	0t
主として紙製容器であつて飲料を充填するためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	(合計) 33.7t		(合計) 32.6t		(合計) 31.5t		(合計) 30.4t		(合計) 29.4t	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	33.7t	0t	32.6t	0t	31.5t	0t	30.4t	0t	29.4t	0t
主として段ボール製容器	92.4t		90.6t		88.9t		87.1t		85.5t	
主として紙製の容器包装であつて上記以外のもの	(合計) 0t									
	(引渡量)	(独自処理量)								
主としてポリエチレンテレフタート(PET)製の容器であつて飲料又は醤油その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 74.7t		(合計) 74.6t		(合計) 74.5t		(合計) 74.3t		(合計) 74.2t	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	74.7t	0t	74.6t	0t	74.5t	0t	74.3t	0t	74.2t	0t
主としてプラスチック製の容器包装であつて上記以外のもの	(合計) 73.8t		(合計) 74.8t		(合計) 75.9t		(合計) 76.9t		(合計) 78.0t	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	73.8t	0t	74.8t	0t	75.9t	0t	76.9t	0t	78.0t	0t
うち白色トレイ	(合計) 1.2t		(合計) 1.1t		(合計) 1.0t		(合計) 0.9t		(合計) 0.8t	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	1.2t	0t	1.1t	0t	1.0t	0t	0.9t	0t	0.8t	0t

④邑楽町

品目	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてスチール製容器	17.3t		15.2t		13.4t		11.8t		10.3t	
主としてアルミ製容器	21.4t		20.6t		19.8t		19.0t		18.2t	
無色のガラス製容器	(合計) 50.6t		(合計) 49.0t		(合計) 47.5t		(合計) 46.1t		(合計) 44.6t	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	50.6t	0t	49.0t	0t	47.5t	0t	46.1t	0t	44.6t	0t
茶色のガラス製容器	(合計) 46.9t		(合計) 44.4t		(合計) 42.0t		(合計) 39.7t		(合計) 37.5t	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	46.9t	0t	44.4t	0t	42.0t	0t	39.7t	0t	37.5t	0t
その他のガラス製容器	(合計) 21.4t		(合計) 20.4t		(合計) 19.5t		(合計) 18.6t		(合計) 17.8t	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	21.4t	0t	20.4t	0t	19.5t	0t	18.6t	0t	17.8t	0t
主として紙製容器であつて飲料を充填するためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	4.0t		3.9t		3.7t		3.6t		3.5t	
主として段ボール製容器	41.2t		40.8t		40.4t		40.0t		39.5t	
主として紙製の容器包装であつて上記以外のもの	(合計) 0t									
	(引渡量)	(独自処理量)								
主としてポリエチレンテレフタート(PET)製の容器であつて飲料又は醤油その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 47.4t		(合計) 46.8t		(合計) 46.1t		(合計) 45.5t		(合計) 44.9t	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	47.4t	0t	46.8t	0t	46.1t	0t	45.5t	0t	44.9t	0t
主としてプラスチック製の容器包装であつて上記以外のもの	(合計) 46.2t		(合計) 46.3t		(合計) 46.5t		(合計) 46.7t		(合計) 46.9t	
	(引渡量)	(独自処理量)								
うち白色トレイ	46.2t		46.3t		46.5t		46.7t		46.9t	
	(合計)	0t								
	(引渡量)	(独自処理量)								
	0t	0t								

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近3ヶ年度の特定分別基準適合物等の収集実績の平均 × 平均増減率
算定方法については、平成28年度から平成30年度における収集実績を平均化したものに、下記にある平均増減率を乗じて算出した。

<参考資料>

品目毎の平均増減率（平成28年度から平成30年度）

品目	太田市	千代田町	大泉町	邑楽町
スチール缶	-4.0%	-4.9%	-3.4%	-4.8%
アルミ缶	-4.0%	-4.8%	-3.5%	-4.9%
無色ビン	-2.3%	-3.3%	-1.8%	-3.2%
茶色ビン	-3.2%	-4.1%	-2.6%	-4.0%
その他ビン	-4.9%	-5.8%	-4.4%	-5.7%
紙パック	6.4%	5.8%	7.3%	5.8%
段ボール	-0.5%	10.4%	0.5%	-3.9%
ペットボトル	3.0%	2.0%	3.6%	2.1%
その他プラスチック	2.7%	1.8%	3.3%	2.1%
白色トレイ	-7.8%	-6.1%	-8.6%	—

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

収集・運搬業務は構成市町の責務で実施し、組合にて中間処理、保管を行う。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

ガラス製容器（無色、茶色、その他）、ペットボトル、飲料用紙製容器、その他プラスチック製容器包装（白トレイ含む）については、当組合にて選別、圧縮、保管を行う。

アルミ缶・スチール缶については、隣接する社会福祉法人杜の舎エコネットおおたにて選別、圧縮を行い、組合にて保管する。

段ボールについては、太田市では平成25年度より行政回収から地区の集団回収を実施し、各構成町については行政による委託収集により民間事業者へ引き渡しを行っている。

1.2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 「家庭のごみの分け方と出し方」の各戸配布

構成市町において、住民の分別収集に対する意識高揚のため「家庭ごみの正しい分別と出し方」の知らせを広報等に掲載し、周知している。

(2) 「資源ごみ回収報奨金交付事業」

各構成市町の資源ごみ回収団体（子供会、学校、P T A、老人会などの団体）に対し、回収実績により各構成市町が報奨金を交付し、資源化と減量化を推進する。

(3) 「分別収集計画記載実績の確認」

分別収集見込量と実績量の確認を毎年度行い、記録しておき、乖離があった場合にはその要因について検討を行う。

(4) 「分別収集計画の公表」

分別収集計画を本組合と構成市町のホームページに公表し、計画の周知をする。